

令和5年度国指定大雪山鳥獣保護区大雪高原温泉地区 ヒグマ監視等業務に関する提案書作成・審査要領

北海道地方環境事務所

本書は、令和5年度国指定大雪山鳥獣保護区大雪高原温泉地区ヒグマ監視等業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

提案書作成要領

発注者は、令和5年度国指定大雪山鳥獣保護区大雪高原温泉地区ヒグマ監視等業務(以下「本業務」という。)に対して次の課題認識を持っている。

国指定大雪山鳥獣保護区管理棟が位置する大雪高原温泉地区については、かつて、ヒグマの観察情報があるたびにコースを閉鎖する等の対応を行っていたため、観光資源の利用機会減少を不満に思う利用者及び地元観光関係者と、ヒグマの管理に携わる行政関係者との間の軋轢が問題となっていた。

その後、本業務が開始され、ヒグマの生態観察を重視し、人を恐れられないような問題個体か否かを判別した上で、利用者をコントロールする柔軟な対応を行うことで軋轢を回避する手法が確立された。これまで、平成21、23年度及び令和3年度に問題と思われるヒグマ個体が確認されたものの、事故等には至らず、この管理運営手法には一定の成果があったと評価できる。

しかし、近年、国指定大雪山鳥獣保護区を取り巻く社会状況は大きく変化し、単にこれまでの取組を継続するだけでは、本業務の目的を十分に達成することは困難になりつつある。具体的には、次の課題が挙げられる。

安全対策の一層の充実

- ・利用者自身が安全対策を実施できるよう、レクチャーを充実させ、情報収集を合理的に行い、利用者への情報提供を強化する必要があること。
- ・上記の目的を達成するために、業務従事者間で情報共有を図る研修会を実施し、レクチャー対応者の質を高める必要があること。
- ・ヒグマとの突発的な遭遇等の危急時における管理運営側での対応が定められておらず、不十分であること。

質の高い利用の推進

- ・紅葉時期の混雑対応、閑散期への利用の分散を進める必要があること。
- ・増加する外国人利用者への対応を行う必要があること。
- ・そのための情報発信、情報提供が不足していること。

管理運営の充実

- ・登山道等施設が荒廃、老朽化しており、行政からの予算だけでは十分な維持管理が困難であることから、予算以外の財源確保等による管理運営体制の構築が必要であること。

発注者は、これらの課題を解決し、次の目標を実現することを目指している。

- ・利用者に対する情報提供の一層の充実をはじめとしたヒグマに対する安全対策を実現すること。
- ・本業務を通じて、当該地域の生態系保全と利用者のバランスを念頭に置いた上で、野生生物観察を中核とした付加価値の高いエコツーリズムを推進すること。
- ・限られた人的、予算的な資源を、効率的に配分できるよう、利用の集中を緩和・平準化する仕組み・体制を構築すること。

以上から、本業務については、上記目標の実現に資する業務とするため、令和元年度から業務内容の提案を求めている。提案者は、発注者の意図を十分に汲んで提案書を作成することが望ましい。

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「令和5年度国指定大雪山鳥獣保護区大雪高原温泉地区ヒグマ監視等業務に関する提案書の評価基準表」（以下「評価基準表」という。）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。 基本方針は、令和4年度国指定大雪山鳥獣保護区大雪高原温泉地区ヒグマ監視等業務報告書（以下「昨年度報告書」という。） < https://www.env.go.jp/park/daisetsu/data/files/daisetsu_numa_R4.pdf >を参照のうえ、その取組を十分踏まえたものとする。また、国指定大雪山鳥獣保護区及び同鳥獣保護区の中核を成す大雪高原温泉地区が目指すべき将来像についての、提案者の考えを盛り込むこと。
2 業務の実施方法			
	2.1 仕様書 2(2)2) の業務内容		「ヒグマ出没情報の収集」について、具体的な手法（従事者数、従事者の1日の動き、情報収集頻度、観察内容、その体制を季節的に変動させる場合はその内容）を提案すること。 提案にあたっては、昨年度報告書を参照し、その実施結果についての評価を加えた内容とす

		ること。また、提案した内容が、利用者の安全に十分配慮しつつ、費用対効果に優れた内容であると考え理由も明記すること。 従来の業務とは異なる応募者独自の提案がある場合はその内容を明記すること。
	2.2 仕様書 2(2)2) の業務内容	「利用者への情報提供」について、昨年度報告書を参照し、その実施結果についての評価を加えた上で、本業務において実施する内容を提案すること。
3	業務の実施計画	仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。 発注者の課題認識も踏まえ、本業務以外の自主事業を行う場合（関係自治体との間で、別途契約を行い、大雪高原温泉地区の歩道の維持管理を行うことや、それ以外にも請負者が自由に発案して実施する自主事業が想定される。）についてもあわせて作業進行予定表に記載すること。 また、実施を予定している自主事業の内容について、その内容を記載すること。
4	業務の実施体制	
	4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務（ヒグマの保護管理業務又は公共施設の管理業務）の実績、本業務に関係する能力の資料、資格（環境省が任命する国指定鳥獣保護区管理員又は自然公園指導員、北海道が任命する自然保護監視員等）等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
5	組織の実績	過去5年間に類似業務（ヒグマの保護管理業務又は公共施設の管理業務）の実績があれば、最大5件業務名を記載し、そのうちの1件について概要を記載すること。
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環

	<p>環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。</p> <p>又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証等及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。</p>
<p>7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。</p>
<p>8 企業等の賃上げの実施(事業年度(又は暦年)における賃上げ</p>	<p>賃上げの実施を表明した企業等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、令和5年度国指定大雪山鳥獣保護区大雪高原温泉地区ヒグマ監視等業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。
このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。
- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「企業等の賃上げの実施」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「 については、別添資料 参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。
- 4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提出方法の詳細は、入札説明書による。

書面により提出する場合、提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を7部提出すること。

北海道地方環境事務所から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載すること。

3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本令和5年度国指定大雪山鳥獣保護区大雪高原温泉地区ヒグマ監視等業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

入札価格が予定価格の範囲内であること。

「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点 (満点 200 点)

技術点は、北海道地方環境事務所に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

配点 5 点の場合、技術上の基準に基づき、

秀 : 5 点、

優 : 4 点、

良 : 3 点、

準良 : 2 点、

可 : 1 点、

不可 : 0 点、

の 6 段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可 : 0 点」とは、基礎点の基準は満たす (基礎点は得点) が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査 (技術点の採点) の手順

1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格 (基礎点を付与) とし、それ以外の提案書は不合格とする。

2) 合格した提案書について、各委員は評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。